

ネット選挙運動解禁！

労働組合として組合員として
どう活用する！？

自治労道本部教育情宣部・2013年6月6日作成(6月12日改訂)

選挙戦のあり方が大きく変わる！

公職選挙法の一部を改正する法律案

2013年4月19日法案成立（3月13日衆議院法案提出）

ネット選挙運動が可能になる！

いつから？ = 2013年7月の参院選から

なぜ？ = インターネットなどの普及、候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進を図るため。

期間 = 公示日から投票日の前日まで

公職選挙法！今までと何が違うの？

- これまでも、選挙期間以外はネット上の情報を活用して政治活動ができました。
- しかし、選挙期間中(公示・告示～投票日の前日)はホームページの更新ができませんでした。
- これからは、解禁によって、ネット上で日々の活動、写真、動画の更新だけでなく、できることが増えます。



できること！

投票依頼・演説会の告知・投票促進運動など

インターネット選挙なにが解禁？

Webサイト

政党、候補者、有権者が可能

ホームページ

SNS（ソーシャル ネットワーキング サービス）

ツイッター、フェイスブック、mixi、LINEなど

HPに誘導するネット上の有料広告（政党のみ）

電子メール

政党と候補者に限って可能

×有権者はダメ！（SNSでのメールは可）

インターネットを利用した選挙運動

できること (道本部のHPを見よう！広めよう！)

ホームページ(自治労道本部など)、SNS(個人は地公法36条制限あり、次ページ参照)で、選挙期間中に推せん、支持する候補者について

政策紹介、遊説情報、投票の働きかけができる

できないこと (個人でメール投票勧誘はダメ！)

メール使用は、政党、候補者に限定されている！

- × 政党、候補者から送られてきたメールを転送不可
- × 添付のチラシなどをコピーして配布不可
- × 有権者は、投票依頼メールを送れない

ただし！ SNSのメッセージ機能を使ったメールは可能

地公法36条との関係

非現業職員が個人としての勧誘運動はどこまで可能？

公示前

自分が支持する政治家や予定候補者の政策を紹介し支持を訴えるのは可能(投票依頼行為は事前運動で禁止)

Facebookで、いいね！シェア可能！

公示日以降

・投票勧誘運動は制限されている

- × 不特定多数の者を対象として、組織的、計画的に行うことはダメ。
- × 特定の候補者に対してのよびかけはしない！

Facebookで、いいね！シェアは、可能！

注意！ = 「シェア」は、投票依頼が文章に入っている時以外OK

現業・公営企業職員は個人のブログやSNSで投票勧誘OK！

facebookで、いいね！しよう！



アカウントの取得は簡単！
名前、メールアドレス、パスワードを入力！

いいね！をクリック



組合員への周知が大事！

自治労道本部が推薦する候補者を組合員に知ってもらうための活動が重要。
特に、インターネットに強い青年層に知らせよう！
メールマガジンに登録しよう！

プロフィール

相原 久美子 (あいはらくみこ)

1947年北海道生まれ。北海学園大学卒業後、民間企業で勤務。1986年札幌市非常勤職員。
2001年北海道本部副執行委員長、2003年自治労中央執行委員。2007年第21回参議院議員選
挙全国比例区で当選。現在、内閣委員長、共生社会・地域活性化に関する調査会委員。



あいくみ情報をチェックしよう！



公式サイトから

あいはらくみこ

検索

ブログ更新中！



メールマガジンで

登録すると「あいくみ」から
メールマガジンが届きます。

スマホ・携帯で今すぐ
「あいくみ」メルマガ
登録を！



Facebookもご覧ください

「あいくみ」の素顔が見られます。



カメラ機能付き携帯電話でQR
コードを読み取り後、件名・本文
を入力せずに送信してくださ
い。登録受付後にメールを送信
しますので、受信できましたら完
了です。